



人権週間 12月4日～10日

障害者週間 12月3日～9日

北朝鮮人権侵害問題啓発週間 12月10日～16日

育てよう一人ひとりの人権意識 思いやり的心・かけがえのない命を大切に

人権はだれでも人間らしく幸せに生きるためになくてはならない平等に与えられた大切な権利です。昭和23年12月の国連総会で「世界人権宣言」が採択され、今年で60周年を迎えます。

今年12月4日～10日を「第60回人権週間」と定め、各種行事を実施し、人権

の大切さを呼びかけます。そのほか12月には「障害者週間」「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」が定められています。この機会に障害者を取り巻く課題解決や北朝鮮による人権侵害問題を皆さんで考えてみませんか。

(企画調整課)

「ふみ子の海」/先着2千84人
 手話通訳、要約筆記、予約制で託児所/主催・東京都人権啓発ネットワーク協議会、渋谷区/協賛・(財)東京都人権啓発センター/渋谷区役所
 (☎03・3463・1307)

夜間人権ホットライン
 人権週間の啓発活動の一環として、差別などの人権問題について弁護士による無料夜間「電話相談」を行います。
 12月5日(金)午後5時～8時
 /相談ホットライン ☎03・5808・1915、☎03・5808・1916 /相談時間10分程度 / (財)東京都人権啓発センター (☎03・3871・0212)

常設人権相談所を開設
 東京法務局八王子支局では、次のとおり、常設人権相談所を開設しています。相談は法務局職員が受け付けます。
 東京法務局八王子支局 (☎042・670・6240) 平日午前8時30分～午後5時

12月の人権擁護委員活動
 日野市子どもの人権問題懇話会
 12月5日(金)午前10時～正午 / 市役所1階101会議室 直接会場へ / 人権意識を育む地域環境を考える / その具体的な方策

平成20年度 東京都人権週間行事

トーク&コンサートと映画
 4時45分/渋谷C・C・Leemonホール/白鳥英美子氏
 12月10日(水)午後1時30分 / トーク&コンサート、映画

欠な事業。情報を共有化し、職員のスキルアップを図る。さわやか体操事業：経費もそれほど掛からず、年間延べ6万人の市民が参加している。60歳以上なら、年間を通して希望した人がほぼ参加出来る点では、大変良い事業。学校プール開放事業：学校のプールは貴重な社会資源。開放日をもう少し増やしてほしい。引き続き市民の協力により、事業の拡大・充実に。

【厳しい評価を受けた事業】
 高齢者保養施設利用助成事業：健康増進につながっていない。即刻やめるべきと考えるが、それが難しいなら、利用率を高めた日野山荘や大成荘のみを対象とする。

栄町グループリビング事業
 単なる住宅支援に終わって、単なる住宅支援に終わっていないように見える。栄町高齢者在宅サービスセンターの抜本的な見直しに併せ、民間の

行政評価システム 市民評価結果を市長に提出

平成20年度行政評価システムの評価の結果(概要)をお知らせします。今回の評価は所管部署、庁内行政改革推進本部の評価のうち市民評価(第三者評価)の3段階で行いました。今号では、市民評価の結果を紹介します。

(行政管理チーム)

2010により、市民協働のまちづくりを進めています。

同種の施設に任せていく。借上公共賃貸住宅事業：社会的使命は終わった。借上満了を待つ廃止するか、満了前に契約を解除して廃止するか、方向性を明らかにする。

市民評価委員会の提案
 市民評価委員会から今回の評価を踏まえ、以下の取り組みが提案されました。

(1) さらに一歩踏み込んだ「仕分け」を
 (2) 中期財政計画の策定
 (3) 市立病院の経営健全化の取り組み
 (4) 評価結果の市政への反映

市では、この報告を受け、評価結果をしっかりと受け止め、内容をよく検討し、今後の施策に反映していきたいと考えています。なお、市民評価などについての詳細は、市内各図書館、市ホームページをご覧ください。



▲市民評価委員の皆さん

行政評価システムとは
 市では、「日野いいプラン」

このプランを効率よく、効果的に推進するために必要なのが、行政評価システムによる事業の点検です。行政評価システムは、市が取り組む事業の効果や成果を所管部署や庁内で内部評価を行うとともに、第三者評価として市民が市民の視点で評価を行い、その結果を市政運営に生かしていくものです。

80事業を市民が評価
 今年度は、平成19年度に実

●市民評価の結果

施策の方向性	市民評価	
	事務事業数	割合
A：拡大・充実	5事業	6%
B：維持・継続	31事業	39%
C：見直し	33事業	41%
D：抜本見直し	8事業	10%
E：休止・廃止	3事業	4%
計	80事業	100%

【良い評価を受けた事業】
 子ども支援事業「そだちあい」：気になる子どもの幼少期からの支援は、将来の円滑な社会参加に向けて必要不可欠。

【厳しい評価を受けた事業】
 高齢者保養施設利用助成事業：健康増進につながっていない。即刻やめるべきと考えるが、それが難しいなら、利用率を高めた日野山荘や大成荘のみを対象とする。

栄町グループリビング事業
 単なる住宅支援に終わって、単なる住宅支援に終わっていないように見える。栄町高齢者在宅サービスセンターの抜本的な見直しに併せ、民間の

名称	日時	会場	問合せ先
法律相談 (多重債務含む) ※月曜日から土曜日の予約の受け付け	1日(月)・22日(月) 13:30~16:00 2日(火)・9日(火)・ 16日(火)・26日(金) 9:30~16:00 10日(水) 13:30~16:30	市民相談担当 市役所代表番号 ☎585-1111	※予約等の受け付けは電話で午前8時30分から(先着順) ※1月5日(月)・6日(火)の法律相談の予約は12月22日(月)から受け付け ※10日(水)の法律相談は法テラス主催で行います。予約は1日(月)から受け付け
土曜法律相談 ※8日(月)から受け付け	20日(土) 9:00~12:00	市役所1階 市民相談室	
行政相談	5日(金) 13:30~16:00	市役所1階 市民相談室	
人権の上相談 ※相談日前日から予約を	11日(木) 9:30~16:00 25日(木) 13:30~16:00	※市政に対する一般相談は毎週月曜～金曜日(祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分に受け付け	
交通事故相談 ※相談日前日から予約を	12日(金) 13:30~16:00		
登記相談 ※相談日前日から予約を	4日(木) 13:30~16:00		
税務相談 ※22日(月)から予約を	24日(火) 10:00~16:00		
不動産相談 ※相談日前日から予約を	17日(水) 13:30~16:00		
相続・遺言等暮らしの書類作成相談 ※相談日前日から予約を	5日(金) 10:00~16:00		

12月の市民相談

名称	日時	会場	問合せ先
市長相談	今月は相談日を設けませんので、手紙またはハガキで〒191-8686日野市役所市民相談担当へ		市民相談担当
ひとり親家庭相談	随時	市役所2階 子育て課	子育て課
子育て相談	毎週月曜～土曜日 ※祝日を除く 9:30~16:30	地域子ども家庭支援センター 一多摩平	同センター ☎589-1262
	火曜日、祝日を除く毎日 9:30~16:30	地域子ども家庭支援センター 万願寺	同センター ☎586-1171
	毎週月曜～金曜日 ※祝日を除く 10:00~16:00	おおくぼ 保育園	同保育園 ☎586-1172
乳幼児相談	9日(火) 9:45~11:00	たまだいら 児童館	同児童館 ☎586-1184
	12日(金) 9:45~11:00	ひらやま 児童館	健康課 ☎581-4111
	16日(火) 9:45~11:00	みさわ 児童館	
	19日(金) 9:45~11:00	生活・保健 センター	

名称	日時	会場	問合せ先
子どもの虐待相談	毎週月曜～土曜日 ※祝日を除く 9:00~17:00	子ども家庭支援 センター	同センター ☎599-5454
教育相談	毎週月曜～金曜日 ※祝日を除く 10:00~17:00	教育センター内 教育相談室	教育相談室 ☎592-1160 子どもこころの 電話相談 ☎592-2782
健康相談	随時(電話予約)		健康課 ☎581-4111
食生活相談 (生活習慣病・高齢者の食事等)	随時(電話予約)	生活・保健 センター	
消費生活相談	毎週月曜～金曜日 ※祝日を除く 9:30~12:00 13:00~16:00		消費生活相談室 ☎581-3556
高齢者電話健康相談	毎日24時間		高齢福祉課 ☎0120-123-127
女性相談 (電話・面接) ※保育あり(事前予約を)	毎週火曜・水曜日 (第5週・祝日を除く) 火曜日: 18:00~21:00 水曜日: 9:45~16:00	男女平等推進セ ンター(多摩平 の森ふれあい館 内)	予約及び 電話相談は 男女平等課 ☎587-8177へ
日社協法律相談	第2・第4金曜日 13:00~16:00	中央福祉 センター	日野市社会福祉 協議会 ☎584-1294
高齢者・障害者の 住宅改修相談	随時		